別表六の一(五)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「29の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「29の②」）」に改める。

別表六の一(五)の表中「個別帰属額基準額の残額 ⑬又は(⑬－(8)）」を「個別帰属額基準額の残額 (⑬又は(⑬－(8))－(別表六の二(八)「８」）」に、「連結所得の金額」を「連結所得の金額（別表四の二「52の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「32の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「32の②」）」に、「総調整前連結税額基準額の残額 ㉘又は(㉘－㉕)」を「総調整前連結税額基準額の残額 (㉘又は(㉘－㉕))－(別表六の二(八)「25」）」に、

連結事業年度	
平平・・	（別表六の二(十三)「30の②」）
平平・・	（別表六の二(十三)「31の②」）

を

連結事業年度	
平平・・	（別表六の二(十六)「30の②」）
平平・・	（別表六の二(十六)「31の②」）

に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15」を「第68条の15の３」に、「別表六の二(十三)」を「別表六の二(十六)」に改める。

別表六の一(十三)を削り、別表六の一(十二)付表を別表六の一(十三)付表とし、同表の次に次の四表を加える。